

内子町空家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の跡地の活用を促進し、居住環境の整備及び地域の振興を図ることを税制面から支援するため、除却された空家の敷地の用に供していた土地について、内子町税条例（平成17年条例第52号。以下「税条例」という。）第71条第1項第4号の規定に基づき実施する固定資産税の減免について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「空家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等に該当する建築物であつて、かつ、昭和56年5月31日以前に建築された建築基準法旧耐震基準の家屋をいう。

(対象者)

第3条 固定資産税の減免（以下「減免」という。）は、令和6年4月1日以後に除却された空家の敷地の用に供されていた土地であつて、かつ、空家が除却され更地となった日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けていた土地（法第14条第2項の規定による勧告を受けて住宅用地特例が解除された土地を除く。以下「減免対象土地」という。）について行う。

2 前項に規定する減免を申請することができる者は、減免対象土地の所有者又はその相続人とする。ただし、法人についてはこの限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、減免の対象としないものとする。

(1) 減免対象土地を除却した空家以外の住宅の敷地の用に供し、かつ、住宅用地特例の適用を受けている場合

(2) 減免対象土地を営利目的で使用している場合

(3) 減免対象土地の所有者又はその相続人が町税等を滞納している場合

(4) 申請者が不正な行為等により虚偽の申請を行った場合

(5) その他町長が減免することが適当でないとする場合

(減免額)

第4条 減免額は、減免対象土地に係る固定資産税の税額相当額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の税額相当額の差額相当分とする。

(減免の申請)

第5条 申請者は、空家の除却後速やかに空家の除却に係る土地の固定資産税減免申請書（様式第1号）及び必要書類等を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査するとともに、減免をすることが適当と認められる者については減免の決定をし、減免をする必要が無いと認められる者については理由を付し、その結果を空家の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前年度に引き続いて減免することを決定したときは、納税通知書の年税額に減免する額を反映させることをもって同項の通知に代えるものとする。

(減免期間)

第6条 減免の期間は、空家を除却した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた日の翌年の3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。ただし、該当すると認められた日が1月1日の場合は、同年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。

- (1) 減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合
- (2) 売買等（相続人への所有権移転によるものを除く。）の理由により減免対象土地の所有者が変更された場合
- (3) 減免対象土地に新たに家屋が建築された場合又は他の用途に変更された場合
- (4) 減免対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合
- (5) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

空家の除却に係る土地の固定資産税減免申請書

内子町長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

内子町空家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第5条第1項の規定により、
年度から3年度の固定資産税について、減免を受けたいので関係書類を添えて申
請します。また、町税等の滞納がない旨を申し出ます。なお、担当部署において町税等の状
況について調査することに同意します。

1 減免を受けようとする土地の明細

所在（地番）	地目	地積（㎡）	住宅用地特例の適用
			有・無

2 空家の除却年月日

年 月 日

3 必要書類

- (1) 空家の除却年月日が確認でき、減免対象土地の現況がわかるもの
- (2) 家屋滅失届
- (3) 申請者が土地所有者の相続人であることが確認できる書類（戸籍の写し等）
- (4) その他町長が必要と認める書類

※ 申請者が土地の所有者若しくは町において相続人であることが確認できる場合又は土地
の現所有者（地方税法（昭和25年法律第226号）第384条の3に規定する現所有者をいう。）
として課税台帳に登録されている場合には（3）の書類は不要

空家の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書

様

内子町長

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の減免について、下記のとおり決定しましたので、内子町空家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 減免の可否 可・否
(決定の理由)

2 減免の期間 年度～ 年度

3 減免対象土地

所在（地番）	地目	地積（㎡）

4 減免額

減免額は、減免対象土地に係る固定資産税の税額相当額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の税額相当額の差額相当分とします。

5 適用制限及び減免の取消し

内子町空家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第3条第3項及び第6条第2項に定める事由が生じたときは、減免が取り消されます。